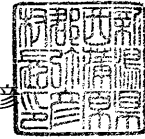


一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び弥彦村財務規則（昭和59年弥彦村規則第7号）第141条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

平成29年4月24日

弥彦村長 小林 豊彦



1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事番号 | お第1号 |
| (2) 工事名 | おもてなし広場フードコート等整備 工事 |
| (3) 工事場所 | 弥彦村 大字弥彦 地内 |
| (4) 工期又は完成期限 | 150日間 |
| (5) 工種 | 建築一式工事 |
| (6) 工事概要 | 木造平屋階建
建築面積 501.94㎡ 延床面積 306.39㎡
フードコート棟 1棟
観光交流促進販売施設 3棟
雁木
屋外整備
建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式 |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定する
※応札業者が5者以上の場合に入札額変動型を採用する。 |

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

この入札案件に参加する者は、以下の資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日現在において、平成28・29年度弥彦村建設工事等入札参加登録者名簿に登録されている者。
- (2) 公告日現在において、新潟市西蒲区・三条地域振興局管内に本社（店）を有する者
- (3) 当該工種の弥彦村における格付がAに認定されている者。
- (4) 本件工事の公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事及び弥彦村長からの指名停止の措置期間中でない者。
- (5) 本工事を施工できる資格者を配置できる者。

3. 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできない。ただし全ての者が最低制限価格を下回る入札をした場合は、全ての者が再入札に参加できる。
- (4) 入札保証金 免除する。
- (5) 契約保証金 弥彦村財務規則第144条及び弥彦村建設工事請負契約に係る契約の保証取扱要領による。
- (6) 前払金 請求できる。
- (7) 中間前払金 請求できる。
- (8) 部分払 請求できる。
※契約締結時に中間前払金と部分払のいずれかを選択すること。
- (9) 見積内訳書 入札時に提出を要する。
(内訳書の提出のない入札書は無効とする。)

(10) 契約の締結

契約の締結については、弥彦村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条に基づく弥彦村議会の議決を要する契約であるので、議会の議決があったときに本契約とする旨の内容の仮契約を締結する。

4. 入札日時及び場所

平成29年5月12日（金） 午前9時00分 弥彦村役場 2階第3会議室

5. 入札参加申し込みに必要なもの

一般競争入札参加申込書（別記第1号様式） 1部

※入札参加実績欄は記入の必要はない。

※最新の経営規模等評価結果通知書が未提出の場合は合わせて提出する。

6. 申込みの締切り

平成29年5月8日（月） 午後5時15分

7. 参加資格の確認

参加資格を有しない場合は、平成29年5月9日（火）正午までに通知する。

8. 設計図書等の質問・回答

(1) 設計図書等の質問は、平成29年5月2日（火）正午までとする。

※書面又は電子メールにて観光商工課に問い合わせる。

※様式については任意の様式とする。

(2) 回答については、平成29年5月9日（火）正午までにホームページ上で回答する。

9. その他

(1) 木工事、電気設備工事及び機械設備工事に係る下請施工並びに工事資材調達については、原則地元業者へ発注するよう十分配慮する。

(2) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、弥彦村財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。

(3) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。

(5) 提出された入札参加申請書類等は、返還しない。

(6) 設計図書等の問合せ先

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村観光商工課

0256-94-1025

メールアドレス：kankou@vill.yahiko.niigata.jp

(7) 参加申込書の配布・提出及び問い合わせ先

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村役場総務課企画財政係

TEL0256-94-3131（内線221）